

# 高校生のための保育の仕事体験事業に係るシステム関係仕様書

## 1 背景と目的

兵庫県（以下、「県」という。）が高校生のための保育の仕事体験事業（以下、「本事業」という。）を実施するにあたり、事業の情報発信と参加申込を一元的に行える専用サイトを構築する。事業内容を正確かつ魅力的に伝えることで、より多くの高校生や受入施設に参加を促し、保育分野への理解と関心を高めることが狙いである。

スマートフォン端末からも快適に閲覧・操作できるデザインを採用する。申込手続きはオンライン上で完結できる安全な仕組みを整備し、個人情報の保護等セキュリティ対策を徹底することで、安心して利用できる環境を提供する。

## 2 契約期間

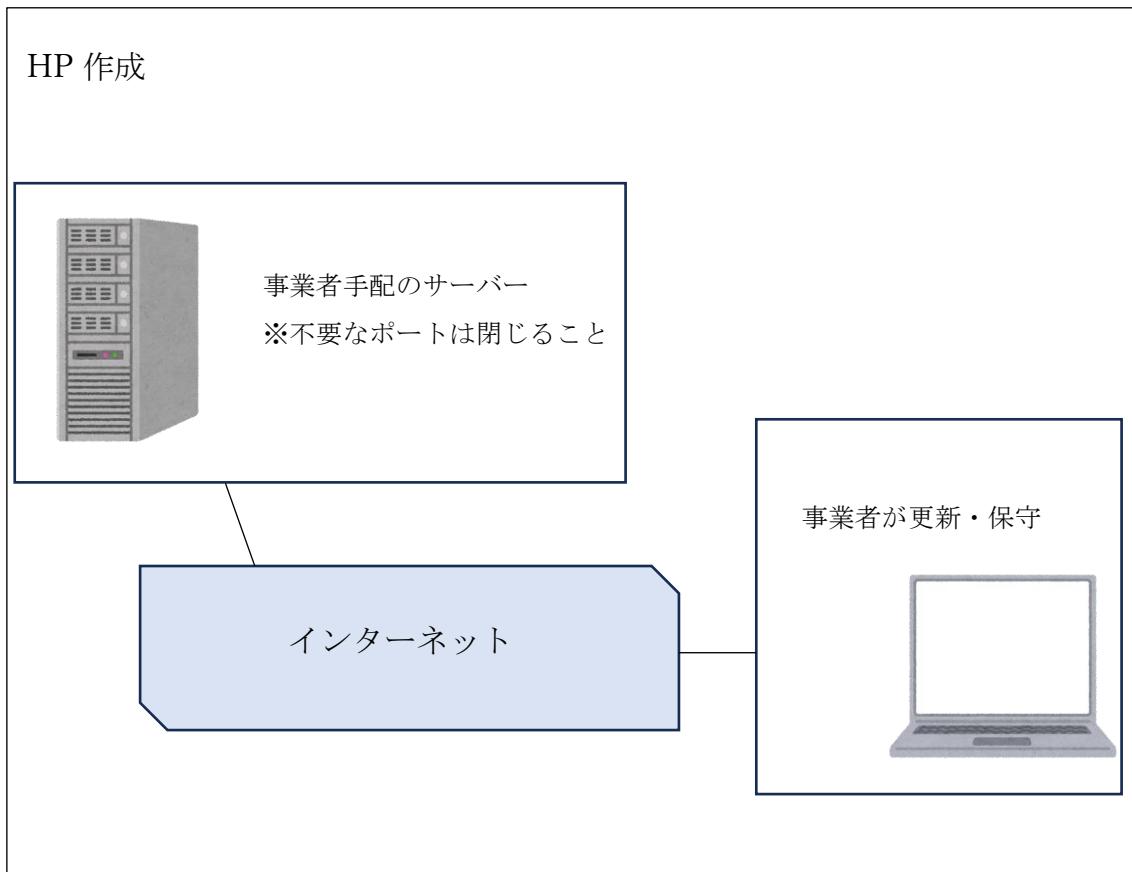
令和8年4月1日から令和8年10月30日まで

## 3 業務概要

本事業の情報発信と参加申込のために専用サイトで下記の内容を整備する。

- ①事業説明
- ②高校生向け案内
- ③施設向け案内
- ④よくある質問（Q&A）
- ⑤エントリーフォーム
- ⑥お問い合わせ用フォーム

## 4 システムの概要



## 5 スケジュール

本HPの作業スケジュールは以下のとおり。

	令和8年						
	4月 上旬	4月 中旬	4月 下旬	5月 上旬	5月 中旬	5月 下旬	6月 以降
契約	➡						
打ち合わせ	➡						
施設向け部分作成		➡					
施設向け部分公開			➡	➡			
高校生向け部分作成				➡			
高校生向け部分公開					➡	➡	

## **6 作業体制**

- (1) 本調達の確実な実施を担保するための体制を整えること。
- (2) 作業責任者、役割、連絡先を明確にすること。
- (3) 作業期間中は適宜テスト画面を県に共有すること。
- (4) 県の指示に従い、必要な修正を速やかに反映させること。

## **7 納入成果物**

受託者は以下の納入成果物を提出し、県の承認を得ること。

- (1) 作業スケジュール一覧
  - 初回打ち合わせ後速やかに、作業スケジュール一覧を提出すること。
  - また、変更が生じた場合はその都度提出すること。
- (2) テスト実施報告書
- (3) Web 関係の設計図書、完成図書等
- (4) その他
  - その他、必要と判断された納入成果物があれば、別途提出すること。
- (5) 納入成果物の形式
  - 電子データ

## **8 アプリケーション開発・導入の要件**

本 HP 作成について必要と考える主な機能を示す。

- (1) HP の構築
  - ア サイトの OS、設定
    - ・ 使用する OS は、契約期間中に継続的なサポートと保守が行われる、Linux 系 OS であること。
    - ・ 構築時点の最新版を導入すること。
    - ・ サイト運用に不要なポートは閉じ、不要なサービスは停止すること。
  - イ ドメイン設定
    - ・ 県が提供するサブドメインを使用すること。
  - ウ SSL 証明書
    - ・ 県発行の LGPKI または有償のものを使用すること。
  - エ Microsoft Forms
    - ・ 参加者情報は Microsoft Forms で収集するが、企業用のライセンスを使用すること。

## 9 テスト作業要件

### HP テスト要件

テスト項目は次の内容を想定している。テストを実施し、試験結果報告書により報告すること。

#### ア 機能試験

- ・ページ表示の確認
- ・フォーム送信
- ・リンクの動作確認

#### イ サーバ環境試験

- ・サーバの OS、PHP、データベースのバージョン確認
- ・SSL 証明書の有効性と HTTPS 通信の確認

#### ウ 表示試験

- ・各種ブラウザでの表示確認 (Chrome、Edge、Safari、Firefox)
- ・モバイル端末での表示確認 (iOS、Android)
- ・レスポンシブデザインの動作確認

#### エ パフォーマンス試験

- ・ページ表示速度
- ・サーバ負荷試験 (同時アクセス時の挙動)

## 10 情報セキュリティ

### (1) 県情報セキュリティ対策指針の遵守

- ・県情報セキュリティ対策指針を遵守すること。
- ・セキュリティ上必要な以下の安全対策について適時実施すること。

### (2) ウイルス対策

- ・サーバ、システム利用端末にはウイルス対策ソフトを導入すること。
- ・最新のパターンファイルを適用すること。

### (3) 脆弱性対策

- ・オペレーティングシステム（以下、「OS」という。）及び基本的なソフトウェアについて、納入期限までに指摘されている脆弱性の有無を確認し、セキュリティパッチの導入等適切な対策処理を施すこと。
- ・導入後も脆弱性情報に注意し、最新のセキュリティパッチを適用す

ること。

- ・セキュリティパッチを適用することでシステム運用に問題が生じる可能性がある場合は、事前に県側と協議すること。
- ・FIP、IMAP、POP3等の不要なポートを閉じること。
- ・古い暗号化技術（SSL3.0、TLS1.0等）を使用しないこと。
- ・ウェブコンテンツに対し、SSL化を実施すること。

(4) ログの取得

- ・個人情報や機密情報の漏えいを防ぐために、システム利用者及びシステム管理者のアクセスログを取得すること。

(5) バックアップ

- ・システムについては、バージョンアップ時及びプログラム変更時に、OS・ミドルウェア・アプリケーションを含めたフルバックアップを行うこと。
- ・データについては、毎日、差分バックアップを行い、7日間保管すること。
- ・ランサムウェアに備えて、週単位、月単位で複数世代のフルバックアップを保存すること。

(6) クラウドサービス

- ・ISMAP、ISO/IEC27017 又は ISO/IEC27001 を取得していること。また、それらに相当するセキュリティ管理を行っていることを証明する資料等を提出すること。

(7) IPA（独立行政法人情報処理推進機構）が公開している「安全なウェブサイトの作り方」等の最新のガイドラインに沿った対策を実装すること。また、プログラムコードに脆弱性が判明した場合は、直ちにコード修正や使用停止等を行うこと。

(8) 管理ページ（CMS/管理コンソール等）が損愛する場合、接続元 IP アドレス制限等により、アクセス制御を行うこと。必要に応じて多要素認証等の追加対策を講じること。

(9) ディスプレイ広告（バナー広告）や外部の JavaScript/CSS 等の外部ファイル読み込みを行う構成とする場合、改ざん・不正サイト誘導・マル

ウェア混入等が発生しないよう、読み込みの限定、改ざん検知等の必要な対策を講じること。

#### (10) 納入前のセキュリティ検査の実施

- ・県からの指示があった場合には、県によるセキュリティ監査(Nessus、Nikto、ZAP等、県が定める複数のソフトウェアによるセキュリティチェック)を受け、これに合格すること。なお、監査の結果、脆弱性が発見された場合は、速やかに改善対応を行い、脆弱性が解消された旨、県の承認を得る必要があるので、留意すること。

### 11 保守運用の基本要件

- ・保守責任者及び担当者名を明記した保守体制図を提出すること。なお、体制を変更する必要が生じた場合には、変更内容を記載した書面をもって報告し、県の承諾を得ること。
- ・保守対応は日本語で実施すること。

### 12 留意事項

#### (1) 機密保持

受託者は、本業務遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (2) 法令等の遵守

受託者は、開発、保守に関して、個人情報法、県の情報セキュリティ対策指針等の関連法令等及び契約書の別記「個人情報取り扱い特記事項」を遵守すること。

#### (3) 知的財産の取扱い

ア 受託者は本委託業務で得られた納入成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条、第28条の権利を含む。）を無償で県に譲渡すること。

イ 受託者は本委託業務で得られた納入成果物に著作者人格権を行使しないこと。また、本委託業務で得られた納入成果物に第三者の著作者がある場合は、当該著作者に著作者人格権を行使しないように必要な措置をとること。

ウ 受託者は本委託業務によって得られた納入成果物について、県が

使用する権利及び県が第三者に使用を許諾する権利を無償で許諾すること。

- エ 受託者は特許権、著作権等の知的財産権の対象となっている第三者の技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負う。また、それらに関わる費用については受託者の負担とする。
- オ 受託者は、パッケージソフトウェアを利用してシステムの設計・開発を行った場合における県独自に開発した箇所についての知的財産権は、著作者人格権を除き、県に移転するものとする。また、この場合において、本県は、当該パッケージソフトウェアについて、開示、利用及び改変ができるものとする（第三者への使用許諾権及び販売権は含まない）。

### 13 疑義の解釈

本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた場合には、県と受託者の協議により定めるものとする。